

2021年6月定例会 本会議代表質疑と当局答弁

2021年6月8日（火）

◎荒川徹議員の会派質疑（60分）

- 1、令和3年度北九州市一般会計補正予算について
 - ①今後の病床確保等本市における必要な医療体制
 - ②自宅療養者の容態急変等への迅速な対応について
 - ③自宅療養者の食料品等支援事業について
- 2、地域経済対策について
 - ①家賃支援、及び中小事業者への月次支援金について
- 3、緊急短期雇用創出事業について
- 4、学校体育館・スポーツ施設・青少年施設におけるバスケットゴール更新について
- 5、議案第67号について
- 6、北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について



荒川徹議員への答弁と再質問

※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

- 北橋市長（コロナ禍における医療体制、自宅療養支援）
（コロナ禍での地元中小企業、小規模事業者への困難への支援について）
- 保健福祉局長（自宅療養支援、濃厚接触者支援等）
（障害者・障害児施設での利用者虐待防止のとりくみ）
（市立西部斎場が民間業者による管理運営に移行することについて）
- 総務局長（緊急短期雇用創出事業について）
- 教育長
（学校体育館・スポーツ施設・青少年施設におけるバスケットゴール更新事業について）
- 荒川徹議員
- 保健福祉局長
- 荒川徹議員
- 保健福祉局長
- 荒川徹議員（地元中小企業、小規模事業者支援）
- 産業経済局長
- 荒川徹議員
- 産業経済局長
- 荒川徹議員（緊急短期雇用創出事業）
- 総務局長
- 荒川徹議員
- 総務局長
- 荒川徹議員

- 総務局長
- 荒川徹議員
- 総務局長
- 荒川徹議員(障害者及び障害児施設におけるとりくみ)
(バスケットゴール更新事業)
- 教育長
- 荒川徹議員
- 教育長
- 荒川徹議員(西部斎場の管理運営の移行)
- 保健福祉局長
- 荒川徹議員
- 保健福祉局長

以上。

2021年6月定例会 本会議代表質疑と当局答弁

2021年6月8日（火）

◎荒川徹議員の会派質疑（60分）

日本共産党北九州市会議員団を代表して、上程された議案について質疑を行います。

質疑に入る前に申し上げます。新型コロナウイルスの感染症により、亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、療養中の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。また、第一線で市民のいのちを守るためにご尽力いただいている医療関係者、行政担当者をはじめ、すべての関係者のみなさんに、深く感謝いたします。

それではまず、議案第74号、令和3年度北九州市一般会計補正予算について尋ねます。

新型コロナウイルス感染症に対する支援策のうち、感染拡大時の体制・機能強化についてです。

本市は、自宅療養者に訪問による健康観察のための取り組みを行うとしています。5月末、札幌市では、医療体制のひっ迫などで入院できない自宅療養中の40代から70代の4人が、自宅で亡くなっていたことが相次いで発見され、十分な健康観察と治療が提供できていない深刻な現状が浮き彫りになったと報道されました。

新型コロナウイルス感染症のため、入院または宿泊施設での医療が必要でありながら、病床や宿泊施設が空いていないために、自宅療養を余儀なくされるということがあってはなりません。今後の病床確保等本市における必要な医療体制について、答弁を求めます。①

さきに紹介した札幌市と同様の事例が全国で起こっており、自宅療養者の訪問による健康観察の事業は直ちに実施する必要があります。

そこで、この事業の開始時期と、訪問によって自宅療養者の個々の状態に応じた的確な健康観察と、自宅療養者の万一の容態急変等への迅速な対応について、答弁を求めます。②

次に、新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者の日常生活を支えるための食料品等支援事業について尋ねます。

日常生活上の制約を受け、不便を来しているという点では、「濃厚接触者」として、2週間自宅での待機を求められている方々も状況は同じです。

ある方は、同居家族の感染が確認されたため、2週間の自宅待機となりました。その期間中、近所の方が好意で食料品などの買い物を代行してくれたので、非常にありがたかったと感謝していました。

そこで、今回の措置の対象を拡大して、「濃厚接触者」として自宅待機中の人にも、食料品等の支援を行うことを検討すべきです。答弁を求めます。③

また、食料品等の支援を受ける人のプライバシー保護、及び届ける人の感染防止対策をどう考えているか、見解を求めます。④

次に、地域経済対策について尋ねます。

まず、休業要請等に協力する事業者への家賃支援、及び中小事業者への月次支援金の給付につい

てです。

コロナ禍による「緊急事態宣言」のもとで、本市として深刻な事態が続いている事業者の窮状をしっかりと把握したうえで、的確で十分な支援を行うことが必要です。NHK の報道によると、北九州商工会議所の副会頭は、緊急事態宣言の「延長はしかたない」としつつ、「飲食店だけでなく、困っているところがたくさんあるので、支援を厚くしてほしい」として、引き続き国や県などに對し、幅広い業種に支援を求めていくとの考えを示したということです。

そこで、長引くコロナ禍による地元中小企業、小規模事業者の困難への支援を行うために、今回の「緊急事態宣言」とその延長による影響等について、商工会議所をはじめ市内の事業者団体等に対して、事業者の実態把握と支援に関する要望等について、聞き取り調査などを行ったのか、答弁を求めます。⑤

休業要請等に協力する事業者への家賃支援、及び中小事業者への月次支援金の給付を、困難に直面している事業者に一刻も早く届けることが喫緊の課題です。一刻も早く募集要項を決定するとともに、迅速に給付できるよう準備を整えることが必要です。答弁を求めます。⑥

また、本市の支援策をもれなく申請につなぐために、幅広く周知すること。同時に、申請に関する相談及び支援の窓口の増設、体制強化を求め、見解を尋ねます。⑦

次に、緊急短期雇用創出事業について尋ねます。休業や営業時間短縮などで、アルバイトが減少している学生を含めて多くの市民の生活維持が困難に見舞われています。

この緊急短期雇用創出事業は、学生を含め、新型コロナウイルス感染症の影響により、働く場を失った人や勤務日又は勤務シフトの削減により就業機会が減少した人に対し、緊急に短期の雇用を創出するとして、そのための予算 2,900 万円が計上されています。

本市は、令和 3 年度予算において緊急短期雇用創出事業として、令和 3 年 5 月 27 日時点で、198 人のパートタイムでの雇用を募集しています。

今回の事業における募集人数、業務内容、期間等について、答弁を求めます。⑧

次に、学校体育館・スポーツ施設・青少年施設におけるバスケットゴール更新事業についてです。

4 月の市立高須中学校体育館でのバスケットゴール落下事故を受けて、すべての学校体育館のバスケットゴールを対象に、点検が行われています。

学校施設については、各学校の屋外の遊具は業者による定期的な安全点検が行われていたのに対し、体育館の屋内設備については、毎年学校職員らによる目視点検が行われていたものの、今回疲労による劣化が見つかった溶接部分については、点検項目になかったとのことでした。

そこでまず、各市立学校においては児童、生徒の安全にかかわる問題として、今回の事故を機に、専門業者による体育館のバスケットゴールの全面的な安全点検を実施することをルール化するべきではありませんか。それはまた、スポーツ施設、青少年施設においても同様であります。答弁を求めます。⑨

次に、議案第 67 号について尋ねます。

この議案は、障害者及び障害児施設における利用者への虐待を防止するための関係法令等の改正に伴い、本市関係条例の一部を改定するものです。

改定内容は、「利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため」に、従事者等に対する研修を実施する等の措置が努力義務から、義務へと強められる一方、「責任者を設置する等」との規定がなくなります。

利用者の人権擁護と虐待防止のため、上位にある厚生労働省令が改正されたため、本市の規定を見直すとのことですが、利用者の人権擁護と虐待防止の取り組みを実効あるものとするため、本市の条例においても「責任者を設置する等」の規定を明記すべきではありませんか。答弁を求めます。

⑩

また、市内の障害児通所支援や障害福祉サービスの事業を行う施設や事業所は、合計で約 1,200 になるとのことですが、利用者の人権擁護と虐待防止のための指導や援助を担当する職員体制を、さらに充実させることが必要ではありませんか。答弁を求めます。⑪

最後に、議案第 68 号、「北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」について尋ねます。

この議案は、本市の衛生施設の管理を指定管理者に行わせることができるとの規定を設け、当面西部斎場を令和 4 年度から指定管理者による管理に切り替えるとしています。

斎場は、人の最期に立ち合い、見送る厳かな場であり、ご遺族の心情に寄り添った仕事ぶり、接遇が求められます。行財政改革大綱でも、斎場業務が市民生活に密接に関わる行政サービスであることに留意するとしています。

そこで、指定管理者の導入で、それが担保されるのか。答弁を求めます。⑫

また条例では、「知り得た秘密を漏らし」、又は「管理の業務以外の目的のために使用してはならない」と、守秘義務を規定していますが、それが実効あるものとなるのか、答弁を求めます。⑬

以上で私の第一質疑を終わります。

荒川徹議員への答弁と再質問 ※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

■北橋市長

（コロナ禍における医療体制、自宅療養支援）

感染症の患者につきましては、感染拡大の防止、本人への適切な治療をはかる観点から、受け入れ病院への入院や、宿泊療養施設での療養を行うことを基本にしています。

こうした入院病床や宿泊療養施設の確保は、国の方針にもとづいて、都道府県が主体となって行う、ということになっております。福岡県では、現在、最大で約 1350 床の病床を確保している他、無症状者、軽症者を対象に、宿泊療養施設を 2106 室確保しており、感染状況に応じて患者を受け入れております。

本市におきましても現在、9 つの重点医療機関を中心に、4 月と比較して約 110 床増の最大 278 床の病床を確保しております。また無症状者や軽症者を受け入れる宿泊療養施設につきましても、市内ではホテル東横イン北九州空港に加え、5 月 7 日からは JR 九州ホテル小倉を新たに確保しております。

しかし4月下旬以降、県内の患者の急激な増加から、入院病床や宿泊療養施設がひっ迫し、市内においても一時的に自宅療養者が増加しました。こうした状況の中、自宅療養者に対し、酸素飽和度の観察を行うためのパルスオキシメーターの貸与や、症状に変化がみられる方への陽性者外来による診療機会の確保、約80医療機関へこれを行うとともに、今回の補正予算では、さらなる強化策として、食料品や生活物資の支給、支援、等を行うことにしております。

今後も感染拡大に伴う一時的な入院病床や宿泊療養施設のひっ迫により、やむを得ず自宅療養者が発生することは想定する必要があります。

このため、入院病床や宿泊療養施設の更なる確保については、本市としても適切な役割分担、連携のもと、引き続き福岡県のとりくみに協力していきたいと考えます。

次に訪問による自宅療養者への健康観察について、であります。

自宅療養者のうち、高齢者の独居世帯や「老々世帯」、また保健所からの健康観察の際に体調の変化がある方、に対しましては、看護師が訪問して自宅で体温や酸素飽和度を測定し、健康状態の把握を行うことにしています。

病態が急変した場合は、看護師からの報告からの報告を受けて、保健所が速やかに陽性者外来への受診や入院の調整を行うことにしております。現在、市医師会や訪問看護ステーションと協議を行っており、補正予算の成立を速やかに実施に移せるよう、準備してまいります。

（コロナ禍での地元中小企業、小規模事業者への困難への支援について）

次に地域経済対策についてであります。

三回目の緊急事態措置を受けまして、本市では独自に5月下旬に155社に対し、経営状況などのヒアリング調査を行い、直接事業者の声を聞いております。また北九州商工会議所や北九州中小企業団体連合会などの団体と適宜意見交換や、要望を行うなど、市内企業の実態把握に努めてまいりました。

その中では飲食店は休業要請等の影響を直接受けてとても厳しいとか、飲食店以外の業種にも幅広い支援が必要で、支援金を増額してほしい、こうした声がありました。

そこで今回、新たな経済対策として、6点を申し上げますと、休業要請などを受けた飲食店などには、県と連携して、補助率8割、最大40万円を支援する家賃等賃借料支援金給付事業、5月、6月と2回実施します。

2番目に飲食店以外の事業者を対象に、国、県と連携し、法人最大50万円、個人最大25万円を支援します。月額であります。中小事業者月次支援金給付事業と呼んでおります。

第3にクラウドファンディングによる飲食店の先払い支援、夏に行く券、4番目に宿泊施設を活用したテレワーク等推進プラン、5番目に感染防止対策に資する物品購入や、ワーケーションスペースの設置、等の投資を行う宿泊施設に対しては、補助金を給付する宿泊施設等回収支援事業であります。6番目に地元産品を集めたお中元の総量を負担する地元の一品支援事業を、新たな経済対策として行います。

これら支援制度は、きびしい地域経済の環境下、柔軟かつ機動的に実施する必要があります

ます。支援金申請の募集要項はできるだけ早く決めて、申請受付後は迅速に給付したいと考えております。家賃支援金及び月次支援金については、6月中旬申請受付開始に向けて準備を進めております。

制度の周知についてであります。

市政だより市政テレビを通した制度の紹介や新聞 6 紙を通して折り込みチラシの配布、また新聞、テレビ欄での広報、商工会議所など経済団体のネットワークを活用した情報発信、SNS を活用したデジタル広告など、様々な媒体を通じて PR を行い、回数を重ねて丁寧にお知らせしているところであります。

申請に対する体制です。

市内 3 カ所にワンストップ相談窓口を設け、本市支援制度をはじめ、国・県の支援制度の説明・相談を受けます。また申請に向けて電子申請のお手伝いをするなど、相談者目線に立ってきめ細かな対応に努めます。要望が多かった福岡県感染拡大防止協力金の電子申請の支援も、新たに始めました。昨年 3 月から今年の 5 月末まで、約 4 万 7 千件の相談を受けており、相談者からは非常に親身になって対応いただいていた、という声も届いております。

5 月の実績は、1 カ所 1 日平均約 30 件、予約が取れない状況にはなく、円滑に相談や支援に対応しております。

感染状況は、予断を許さない状況にありますが、引き続き国や県、商工会議所などと連携をして、事業者に寄り添った支援に鋭意務めてまいります。

■保健福祉局長

（自宅療養支援、濃厚接触者支援等）

今回の補正予算案では、今後の感染拡大期におきまして、自宅療養者の支援を行えるよう、食料品や生活支援物資などの支援、またパルスオキシメーターなどの追加配備、訪問による自宅療養者への健康観察の強化を行う費用を計上いたしまして、取り組みを強化していこうとしております。

このうち、自宅療養者への食品等の支援のとりくみにつきましては、今回の感染拡大時に自宅療養者が急激に増加したことを受けまして、今後の対応に備えるものであります。

このとりくみには、自宅療養者に対して、療養に専念し、入院や宿泊療養をしている場合と同様に、外出しなくても良い環境を整えることで、感染拡大の防止をはかるものであります。

しかしながら、濃厚接触者の方につきましては、すべて PCR 検査を実施して、陰性を確認しております。このため、不要不急の外出を控えていただくよう要請はしておりますが、食料品や生活必需品などの購入等については、必要最小限の外出についてはマスク着用等の感染対策をしたうえで外出を認めておりまして、支援の対象とすることは考えておりません。

次に支援を受ける者のプライバシーの保護についてでございます。

事業者との契約の中で守秘義務を課しておりまして、配達を行う際には、周囲も含めて

配達先が新型コロナウイルス陽性患者であることがわからないよう、十分な配慮を行っているところでございます。

また配達員につきましては、玄関先などに支援物資を配達したうえで、配達後に電話連絡をして、陽性者、陽性患者本人に受け取ってもらっておりまして、配達員が対面で物資の受け渡しを行うことが内容、感染防止対策を講じているところでございます。

今後とも陽性患者が安心して自宅療養に専念できる環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

（障害者・障害児施設での利用者虐待防止のとりくみ）

次に議案第 67 号についてでございます。

障害児入所施設及び障害福祉サービス事業所の運営基準に関する条例の改正案に関するものでございます。この条例改正によって、責任者を設置する等の規定を明記するべきではないか、また市内の事業所などに対しまして、利用者の人権擁護と虐待のための指導援助を担当する職員体制の充実を図るべきではないかと、いうことでございます。

順次答弁させていただきます。

本会議に提出しております 2 条例につきましては、児童福祉法、及び障害者の日常生活、及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定によりまして、指定障害児、通所支援や、指定障害福祉サービスの事業などの人員、設備及び運営に関する基準等を定めたものでございます。

これらの条例では、厚生労働省令の一般原則及び基本方針に関する規定を引用しておりまして、厚生労働省令が改正されたことを受けて、同様の条例の文言を修正するものでございます。

また事業所や施設ごとの具体的な基準につきましては、すべて厚生労働省令で定める基準によるという形で規定をしております。従いまして、厚生労働省令において新設されました従業者への研修実施の義務化、そしてまた組織としてとりくむための虐待防止委員会の設置の義務化、そしてまた虐待の防止等のための責任者の設置の義務化、等の具体的な基準は、改めて条例に明記する必要がないものでございます。

次に職員体制の充実でございます。

平成 24 年 10 月に、障害者虐待の防止、障害者の情報者（？）に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴いまして、ウエル戸畑に北九州市障害者虐待防止センターを設置し、市の組織につきましても体制の充実を図ってまいりました。

具体的には平成 25 年度に、虐待に関する通報、届け出に迅速に対応するため、障害福祉部に障害者虐待相談員を 2 名配置しております。また虐待対応や相談支援体制の構築、障害者の権利擁護のとりくみを担当する係長級職員を平成 28 年度から 1 名配置しております。さらに障害福祉サービス事業所の増加を受けまして、平成 30 年度には、事業所に対する定期的な指導や実地指導などを行う課長級職員、及び係長級職員をそれぞれ 1 名配置しているところでございます。

今後とも障害福祉サービスの質を確保するための体制整備に勤め、障害のある方の尊厳

の護持、自立や社会参加の促進に取り組んでまいります。

（市立西部斎場が民間業者による管理運営に移行することについて）

最後に、議案第 68 号、「北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」という事で、指定管理の導入で遺族の心情に寄り添った接遇について担保されるのか、また守秘義務を規定しているが実効性のあるものとなるのか、この 2 点について答弁させていただきます。

本市の斎場は、北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例に基づきまして、東部斎場は昭和 56 年、西部斎場は昭和 59 年に設置し、平成 30 年 3 月までの間、直営で運営をしてきたところです。平成 30 年 4 月からは、事務管理業務を除くかそう業務を民間委託化して運営を行っております。両斎場では年間約 12000 件の仮想が行われておりますが、業務が滞りなく行われ、ご遺族に対しても丁寧な対応が行われているところです。

今回の指定管理者制度の導入は、民間のノウハウを生かして、サービスの質の向上を図り、より効率的な運営を行うことを目的としております。議員ご指摘の通り、斎場はご遺族の方が故人との最後のお別れする厳粛な場であり、ご遺族の心情に寄り添った接遇が求められる施設であることは承知しております。

このため、指定管理者に対しましては、本市が定める作業手順、ご遺族に対する接し方を使用書として示すことで、一定の水準を求めることとしております。また外部有識者による北九州市指定管理者の評価に関する検討会議でも、適正な運営について評価が行われることとなります。

守秘義務につきましては、指定管理者が指定されたのちに締結する基本協定書におきまして、本市の個人情報保護条例の罰則が適用されることを銘記し、実効性を担保することとしております。今後とも遺族が安心して故人を送り出せる施設となるよう、指定管理者制度の導入に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

■総務局長

（緊急短期雇用創出事業について）

今回の緊急短期雇用創出事業についてご答弁申し上げます。

福岡県では、昨年 4 月の緊急事態宣言を受け、市町村との連携のもと、働く場を失った方に対する支援を目的とした雇用創出事業がすすめられており、本市においても、昨年度に引き続き、県の事業を活用し、緊急短期雇用創出事業を実施するものであります。

昨年度は、本市の会計年度任用職員として市役所や区役所での事務補助をはじめ、受付窓口での誘導、放課後児童クラブ等の消毒・清掃、留学生向けアンケートの翻訳などの業務で延べ 193 人を雇用したところであります。

勤務日や勤務時間の設定に際しては、週 5 日の勤務の業務だけでなく、半日単位の事務や土日に開いている施設の消毒など、多様な勤務パターンの業務を提供することで、希望する多くの人の雇用が確保できるよう努めてまいりました。

今年度も 4 月から 6 月までの間は、予備費を活用し、すでに事業を実施しており、雇用

を希望する方に対して、速やかに連絡を取り、ニーズを把握したうえで就業につながったところであります。

今回の補正予算に計上した、緊急短期雇用創出事業については、7月から来年3月までの期間内において、市の会計年度任用職員として、一人につき最長で約3カ月の雇用を要請する予定であります。昨年度の実績を踏まえ、延べ160人の受け入れを見込んでおります。

募集要項はこれまでと同様、市役所、区役所、文化施設等における事務補助業務や施設の消毒などを想定しております。

本市としても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対し、雇用の場を提供することは、重要であると考えております。今後も幅広く事業の周知を図るとともに、求職者の様々なニーズにこたえられるよう、多様な業務を提供し、きめ細かなマッチングをはかり、雇用創出に努めてまいりたいと考えております。

■教育長

（学校体育館・スポーツ施設・青少年施設におけるバスケットゴール更新事業について）

この度、中学校の体育館に設置しておりますバスケットゴールが落下をして、生徒が負傷するという、あってはならない事故が起きたことに対しまして、この場をお借りいたしまして、負傷された生徒や保護者、また関係の皆様へ深くお詫びを申し上げます。

教育委員会では、今回の事故を受けまして、市立の小中高等学校、特別支援学校、合わせて199校のバスケットゴール1150機につきまして、予備費約7000万円を活用して、専門家による緊急点検を実施いたしました。

この点検は、壁面固定型766機を5月中に終えております。天井吊り下げ型も夏休みをめぐりに終える予定でございまして、その後点検業者とメーカーが協議をして、報告書を完成させる予定でございます。今後の点検計画でございしますが、これまで学校職員がバスケットゴールの取り付け金具等につきましては、日常点検を行っていましたが、これに加えて今後はフレームや取り付け部の変形がないか、また手動操作部のがたつきや変形がないかなどの点検の項目をより細かく追加することといたしました。

また高いところの部分だとか、歯車など日常点検では確認できない箇所につきましても、数年に一度は専門家による点検を行うこととしました。

今後の点検の頻度につきましては、専門家や関係部署と協議を行いまして、安全が確保できるように、着実に点検を実施してまいりたいと考えております。

なお、スポーツ施設や青少年施設につきましても、学校体育館と同様に、管理者によります日常点検に加えて、専門家による定期的な点検を行うことといたします。

今回の事故を教訓に、今後このようなことが二度と起きないように、児童生徒をはじめ、市民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

●荒川徹議員

コロナ感染での自宅療養者への訪問による健康観察へのとりくみについて、再度お尋ね

したいと思います。

先ほど第一質疑で、札幌市で自宅療養者が不幸にして亡くなられたということを紹介いたしましたけども、今回のこの訪問による健康観察の事業、この予算成立を速やかに実施したいということでしたが、いま現在はどんな風な状況になっているのか、これをまずお尋ねしておきたいと思います。

■保健福祉局長

今現在の対応といたしましては、ゴールデンウィークからの大きな流行が起こりまして、自宅療養されている方がおられます。今までの保健所の対応といたしましては、これまでの例えば保健師からの健康観察、これはもう毎日励行しております。それとあと、パルスオキシメーター等によって自分で自分の状態を把握していただくという流れでやってきております。

こう言った取り組みの中で、やはりあの、今お話ありました通り、全国ではですね、自宅待機中に急変するという方もおられます。そういった変異株等の動向もありますので、より専門の医療従事者、看護師ですね、身近に行って確認できる仕組みをさらに付加したいと、ということで今回このとりくみを付け加えた、ということでございます。

●荒川徹議員

非常に重要な問題だと思いますので、予算成立した後、これは速やかに実施していただかないといけないと思いますが、それまでの間も、細心の対策をとって、最悪の事態にならないようにしっかり取り組んでいただきたいという事を要望しておきたいと思いますが。

この間にですね、感染が広がって本市において、3月31日、入院等と言われている方々が97人だったのが、4月30日の一カ月後は142人になり、5月30日にはこれが562人と急増したわけですね。で入院されている方も、3月31日が50人、これが5月30日には256人。こういう状況で、重症者もそれから中等症の方も増えております。それで、こうした事態の中で先ほど第一質疑で言いましたが、本来は入院をしなければならない、あるいはまあ、ホテル等の宿泊施設で健康観察をすべき人で、調整がつかないために自宅におられるという方はまったくいらっしゃらないんですか。本市において。それをちょっと確認しておきたいと。

■保健福祉局長

把握しておる限りにおきましては、本市内においてはですね、「酸素投与」が必要なレベルの方たちにつきましては、すべて入院をしていただいている、という状況でございます。

●荒川徹議員

今後、感染急拡大ということもあり得ますし、そのあたりのところはしっかりと取り組んでいただきたいという事を要望しておきたいと思います。

（地元中小企業、小規模事業者支援）

次に、「地域経済対策」についてお尋ねしたいと思います。

日頃から意見、要望等についてはしっかり伺って対応していると、いう、先ほど答弁だったと思いますが、我々のところにはですね、多くの方々からまだまだ不十分だという声が来ます。それから情報がですね、ほしいという声もたくさん来るわけです。

例えば家賃の支援のための具体的な取組等についても、現在、私が聞いているところでは、県と調整をしているという事ですが、これは一刻も早くですね、お知らせして適用するようにしないといけないと思うんですよ。

先ほどお答えが会ったのかもしれませんが、改めてその点についてお尋ねしたいと思います。

■産業経済局長

先ほども答弁させていただきましたけども、家賃の支援につきましては、県と共同してやっております。

県の方のそういった支援と言いますか、県のそういう募集要項等が固まったうえでうちの方も、市の方も、その手続きに入ることになっております。いずれにしても6月中旬、まもなくですね、その申請受付を開始したいと思ってますし、広報についてもしっかり行って行きたいと考えております。

●荒川徹議員

わかりました。それはしっかり急いでやっていただきたい。

我々のところには、非常に多くの方から要望や意見等が来ておりますが、幅広く意見を聴取するという事で、これまで意見交換を行ってきたような団体はもとより、もっと広くですね、意見聴取を行うように、要望したいと思います。その問題について。

■産業経済局長

今回、先ほど答弁にもありましたけども、155社に直接、私ども職員がヒアリングを行っております。これまでは70社程度だったんですね。年間4回ほど行ってますけども、今回はちょっと多めにヒアリングをさせていただきました。

その他に、先ほど答弁もありましたけども、商工会議所、等の経済団体共ですね、定期的に意見交換を行っておりますし、幅広くですね、いろいろな団体からも意見をお伺いしているところです。引き続き幅広く意見を伺って要望等もしっかり把握してまいりたいと思います。今回はそういった、意見を踏まえたところですね、月次支援金、これは飲食店以外のところも幅広くということで、売上が落ちているところもしっかり手当しようということで、今回、手当をさせていただいているところであります。

●荒川徹議員

さらに良く状況を把握して、影響も聞きながら進めていただきたい。

それから、情報提供ですね、これについては、迅速にいきわたるようにやっていただきたいという事を要望しておきたいと思います。

(緊急短期雇用創出事業)

次に、緊急短期雇用創出事業について、お尋ねいたします。

今年度の当初予算による事業で、4、5、6の3カ月とりくまれていると思いますが、市役所・区役所の窓口業務・事務補助業務での雇用を行ったという事ですが、学生を含めて新型コロナウイルス感染症の影響により、働く場を失った方や、勤務日又は勤務シフトの削減によって就業機会が減少したという方を対象に、雇用の機会を提供するという事ですがね、現時点で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているという事で、本市の会計年度任用職員候補者名簿に登録されている方は何人ぐらいいらっしゃるのか、これを教えていただきたいと思います。

■総務局長

4月から6月でございますけれども、今現在、実際に活用されているのは、235名と聞いております。

●荒川徹議員

という事は、私のお伺いしたところでは、すべての人に雇用が提供された、という風に考えてよろしいでしょうか。6月1日時点で235人といま言われましたけれども、その同じ数で雇用を提供したと聞いておりますが、そういう事でいいんでしょうか。

■総務局長

まだ6月中とでございますけれども、いま把握している数字は、235名が実際に任用されているという事で把握しております。

●荒川徹議員

登録されている人数は235人ですか。全員がもう、雇用されたという事なんでしょうか。

■総務局長

登録の人数は、あの申し訳ございません、把握してございませんけれども、今実際に任用されている現時点での数字が235名という事でございます。

●荒川徹議員

私が聞きたかったのは、新型コロナでこれだけ困難があるわけですね。市民生活にとって。だからそういう方々に、いくらかでもね、支援を広げて救済するというか、という事で言うなら、もっとですね、とりくみを強めなければいけないんじゃないか、という意味でお尋ねしております。

福岡県のホームページを見ますと、隣の中間市の情報として、月 20 日程度、1 日 7.5 時間のフルタイムでの勤務で、7 月から 9 月までの 3 カ月間の雇用期間で募集が出ております。

コロナによって生活の糧を奪われている市民のために、本市の今回の事業をさらに拡充する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、本市の場合は、4, 5, 6 月はパートタイマーですね。で、中間市これから 7, 8, 9 月の 3 カ月フルタイムという風になっております。

そういう形で本市の事業についてももっと拡充することが必要だと思いましたが、この点について再度お答えをいただきたいと思っております。

■総務局長

中間市の状況についても我々、7.5 時間という事で話はお伺いしております。我々の方もですね、多様なニーズにこたえられるように、勤務時間、勤務日数を幅広く設定しております。その中でま、基本は 4 時間から 6 時間のパートで募集しておりますけども、本人の希望によっては 1 日 6 時間とか、7.5 時間でのフルタイムに近い形での事例もございます。そのあたりはですね、本人の働き方とか、そのあたりでしっかりニーズを把握しまして、フレキシブルに対応していきたいと思っております。

●荒川徹議員

いずれにしても、非常に厳しい状況にありますんで、しっかりそのあたりは取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

(障害者及び障害児施設におけるとりくみ)

次に、議案第 67 号について、これは利用者の人権擁護と虐待防止のために、関係施設の指導や支援にあたる職員体制を充実させてほしいと要望しました。これは一定の体制強化が行われているという事も言われましたけども、対象施設が 1200 という、非常に数多くの施設を対象としておりますので、やはりもっと体制を強化する、そのことによってきめ細かな指導や支援ができるんじゃないかと思っておりますので。また職員の過重労働の解消にもつながってくると思っておりますので、これは要望しておきたいと思っております。

(バスケットゴール更新事業)

次に、バスケットゴールの更新事業について、お尋ねしたいと思います。

教育長が先ほど言われた今後の方針については、わかりました。

今回の点検結果にもとづいて、劣化した設備の更新のために事業がこれから始まるわけですが、業者の選定にあたって、今後のメンテナンスのことも考慮して、地元業者にできるだけ優先的に発注するような形が取れないのか、このことについて、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

■教育長

地元の業者に優先的にという、お尋ねでございます。

地元業者に優先的に発注するというにつきましては、これまでも市あげまして、様々な契約の中でとりくんでいただいているところでございます。そのために地元企業優先発注実施要項というものもちゃんとございます。今回のこの更新の契約につきましてはでございますけれども、この地元の業者に優先発注する方法がとれるかどうか、様々なことを相談しないといけませんので、発注方法等につきましては、関係部局と今後鋭意協議してまいりたいと考えております。

●荒川徹議員

ぜひそういう方向で、検討していただきたいという事を、要望しておきたいと思います。

今回の落下事故はですね、高須中学校はすでに設置されてから相当な年数がたっていると聞いておりますが、例えば設置した時点での、バスケットボールのゴールの強度と、今後、例えばぶら下がったりするじゃないですか、ゴールに、あのような使い方に耐えうるような設備にやっぱり見直していかないといけないのかなと思うんですが、そのあたり参考までにお尋ねしておきたいと思います。

■教育長

技術の進歩で素材等も 25 年前とはまた違うのがあるのかもしれないんですけれども、少なくとも日常点検で本来やはり、ガタガタいうとかいうところも、きちんとチェックをするということで、まず日常点検のメニュー項目を増やして、そしてそれをちゃんと日頃の点検をする担当者にですね、研修するなりを踏まえまして、定期点検につきましては、専門家を入れるというところできちんと対応したいと思っております。

ちょっとう、年数がたったので、今の素材がどういう風になってどうかっていうところまでは、詳しくは聞いておりません。申し訳ありません。

●荒川徹議員

設置した当時と比べて、今使い方が変わってきているんじゃないかと思うんですよね。それで設置工法そのものも、より強力に取り付けるとか、そういう風な見直しが必要なのかなと思ったので聞いたんですが、ま、これは私も素人なんで、しっかりその辺は、良くチェックしてやっていただきたいと思います。

（西部斎場の管理運営の移行）

最後にですね、西武斎場への指定管理の導入について、再度お尋ねしたいと思います。

少し古い調査になりますが、2005 年に日本総合研究所が行った「斎場の管理運営に関する自治体アンケート調査」というのがありました。

斎場に対して、指定管理者制度を導入する場合の期待は、効率的経営などによる管理運営経費の削減、の割合というのが最も多い。要するに経費節減ですよね。これが第 2 位の「職員研修の充実などによる接客サービスの向上」という項目を大きく上回っているというんですよね。一方で斎場に対して指定管理者制度を導入する場合の不安、としては、行政

のチェックが間接的になり、個人情報管理に不安を感じる。斎場の中心業務である火葬業務を担える指定管理者が限定され、競争原理が働きにくい、等が上位を占めたと。他の公共施設にも共通する課題とともに、火葬場という行を担える企業が限定されていること等、斎場固有の不安がうかがえたと、されております。その調査結果では。

そして斎場は、指定管理者による創意工夫の余地が少ないことから、サービス内容よりも経済的効果、つまり経費節減、削減が特に期待されていることが分かったと、こうなっているわけですね。

全国で今、約 1400 の公設の火葬場があるという事なんですけど、去年の 4 月の時点で、約 3 割に当たる 400 の施設に指定管理者制度が導入されていると、いう風にありました。

しかし指定管理者制度が導入されている施設のうちの約 3 割は、2007 年度以前の導入で、最近の 5～6 年はですね、指定管理者制度が最近の 5～6 年の間に新たに導入されてきたところは非常に少ないんですね。頭打ちになっているんですよ。

私は、最初の質問でも述べましたように、斎場というのは、人の最後に立ち会う非常に厳粛な場という事で、ご遺族の心情に寄り添った仕事ぶり、接遇が求められるという点では、私はやはり火葬場というのは、直営によって全体の奉仕者である公務員が業務にあたるべきだという風に思います。その点で民間委託や、指定管理者制度の導入によって人件費を中心に経費を削減するというやり方はなじまないんじゃないかという風に思うんですね。

方針の見直しを求めて、再度答弁をいただきたいと思います。

■保健福祉局長

いま議員がお尋ねいただきましたその、2007 年ごろまで、指定管理がそれまでが多かったという話でございます。

実際に私、斎場業務につきましても、古くからかかわって保健福祉局でやってまいりました。丁度この、指定管理という流れのところにつきましても、私、仕事でかかわってきた一人でございます。その中で、十分私どもは斎場の管理運営において、接遇が第一であるということは、これまでも職員の中でも共有しながら運営してまいりました。それも含めまして指定管理にしたときに、どのような運営がなされているのかということについても、先進自治体の方にも色々調査を行ったうえで、今回こういった対応に踏み切っているという状況でございます。

少なくともいま、指定管理を行っている斎場につきまして、例えば接遇面で何らかの影響が出ているとか、そういうところはむしろ、逆に聞いておりません。

しかもそういったことを念頭におきまして、いま民間の事業者にはフロア斎場の業務、「火葬業務」をですね、お願いしております。しっかりとそちらの方の接遇も含めまして、適正な火葬をやっているという事を十分に我々見定めたうえで今回、指定管理に踏み切っているというところは、ご説明しておきたいと思います。

私はもう、ここの斎場を今後、指定管理に持って行った場合であっても、火葬業務の質というものを下げることなく、しっかり指定管理者制度を、外部評価等も含めて毎年追

かけていきたいと思っております。

従いまして、この指定管理者の今後の導入につきましては、予定通り進めさせていただきたいと思っております。

●荒川徹議員

私は、先ほど申し上げたように、斎場業務というのは、直接公務員が担うべき仕事だという風に思いますんでね、ぜひ見直しをしていただきたいという意見は変えませんが。

この件で、4年前の9月議会で、わが党の大石正信議員の質疑の際に、当時の保健福祉局長はですね、火葬場の公益性や持続性を確保していく観点から、料金設定も含めて引き続き火葬場の経営にとりくみ、故人を送る環境の整備に努めていきたい、と述べておられますが、今回の指定管理者制度の導入と、使用料の料金設定の問題は、リンクするものですか、リンクさせるような形になるのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

■保健福祉局長

火葬場の使用料につきましては、市の条例の中で決定していくという形でございます。従いまして指定管理者の方での料金の設定と…。

以上。